

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

○地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件	五三
○土地改良法により換地計画を定めた件	五三
○保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件	五三
○道路の区域を変更する件二件	五三
○道路の供用を開始する件二件	五四
○土地改良区の役員が就任した旨届出があった件	五五
○落札者を決定した件	五五
○福島県警察本部	五五
○落札者を決定した件二件	五六
○福島県選挙管理委員会	五六
○選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件	五七
○福島県収用委員会	五七
○裁決書の正本を公示送達するため告示する件	五八

## 告 示

**福島県告示第五百五十三号**  
 地籍調査に関する事業計画を定めた件（平成二十八年福島県告示第二百七十三号）の一部を次のように改正する。  
 平成二十八年九月十六日

表中「細八第三」を「細八第三 細八第二」に改める。  
 福島県知事 内堀雅雄

（農村計画課）

**福島県告示第五百五十四号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、坂本地区の県営区画整理事業に係る換地計画を定めた。この定めに係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
 平成二十八年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 換地計画書の写し
- 三 縦覧の期間  
平成二十八年九月二十日から  
同 年十月十一日まで（二十二日間）
- 四 縦覧の場所  
白河市役所

（農地管理課）

**福島県告示第五百五十五号**  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
 平成二十八年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所  
いわき市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
  - 二 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - 三 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

**福島県告示第五百五十六号**  
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
 平成二十八年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 二八九号	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原二三五番地 先から 同 郡同 村大字真船字茂助屋敷一一番地 先まで	変更前 一〇・〇〇 三六・〇〇 変更後 一〇・〇〇 三六・〇〇	一〇・〇〇 三六・〇〇	二二〇・〇〇 二二〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第五百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道増見 小田倉線	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原一六八番六地先から 同 郡同 村大字熊倉字折口原二一番一地先 まで	変更前 一一・〇〇 三九・〇〇 変更後 一一・〇〇 三九・〇〇	一一・〇〇 三九・〇〇	一一〇・〇〇 一一〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第五百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年九月十六日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二八九号	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原二三五番地先から 同 郡同 村大字真船字茂助屋敷一一番地先まで	平成二十八年九月一六日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

福島県告示第五百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道増見小田倉線	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原一六八番六地先から 同 郡同 村大字熊倉字折口原二一番一地先まで	平成二十八年九月一六日

(道路計画課)

福島県告示第五百六十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十八年九月十六日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十八年九月十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道矢吹天栄線	西白河郡矢吹町大町一六三番一地先から 同 郡同 町花咲六二番二地先	平成二十八年九月一六日

まで

(道路計画課)

## 公 告

## 公告第二百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。  
平成二十八年九月十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

土地改良区の名称

広野町土地改良区

就任した役員

役別 氏名

理事 北郷 伯弘

住所

双葉郡広野町大字折木字館二四一番地

(農村計画課)

## 公告第245号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年9月16日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
超高速液体クロマトグラフ・タンデム四重極型質量分析システム 2式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年8月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社小関秀雄商店 福島県福島市北中央三丁目85番地の1
- 5 落札金額  
52,704,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年7月1日

(入札用度課)

**福島県警察本部公告第74号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年9月16日

福島県警察本部長 松 本 裕 之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
交通規制情報管理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成28年7月14日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社ジー・アイ・システム 福井県坂井市坂井町宮領58字20-3
- 5 落札金額  
52,682,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成28年6月3日

（会 計 課）

**福島県警察本部公告第75号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成28年9月16日

福島県警察本部長 松本 裕之

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
- 2 基幹システム機器 (22拠点) 一式
- 3 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
- 4 福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 5 落札者を決定した日
- 6 平成28年7月28日
- 7 落札者の氏名及び住所
- 8 NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 9 落札金額
- 10 62,609,112円
- 11 契約の相手方を決定した手続
- 12 一般競争入札
- 13 特例政令第6条の公告を行った日
- 14 平成28年6月17日

(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第八十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十八年九月七日現在において、次のとおりである。

平成二十八年九月十六日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地 俊彦

福 島 市	選 挙 区	七九、九八一	選 挙 区	一九、〇七六
		田村市田村郡		

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三二、七四八  
 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三〇四、六七二  
 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

二本松市	一五、九四一	双葉郡	一八、六九〇
相馬市相馬郡新地町	一一、二六六	東白川郡	九、三四八
喜多方市耶麻郡	二一、八九三	大沼郡	七、七七二
須賀川市岩瀬郡	二六、七一〇	河沼郡	六、四九七
白河市西白河郡	三〇、九二七	南会津郡	八、〇一二
いわき市	九三、〇〇八	本宮市安達郡	一〇、八七八
郡山市	九一、一三七	伊達市伊達郡	二八、三四四
会津若松市	三三、五九四	南相馬市相馬郡飯館村	一九、九九六

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定に基づき次の者に送達すべき次の書類は、当収用委員会書記室（福島県自治会館三階）において保管しているため、出頭の上その交付を受けてください。

平成二十八年九月十六日

福島県収用委員会

会長 菅野 昭 弘

- 一 書類の名称  
平成二十八年九月八日付け権利取得裁決及び明渡裁決に係る裁決書の正本
- 二 書類の送達を受けるべき者の氏名及び住所

山本 一輝	不明 (戸籍の附票上の住所) フランス共和国パリ市ポルド・ド・イブリー一四番地
氏名	住所

三 その他  
前記書類を受領しないときは、平成二十八年十月七日をもって送達があったものとみなされます。